

特定非営利活動法人東京キャットガーディアン 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人東京キャットガーディアンという。略称をTCG、英語ではTokyo Cat Guardianとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区南大塚3丁目50番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市民に対して、動物愛護の精神に基づき、飼い主のいない猫を保護し、去勢・不妊手術を施したうえ新たな里親を探す活動を中心に、地域社会における人と猫の共生を図るための環境整備及び適正な終生飼育の普及に関する各種事業を行い、動物と共生できるまちづくりの推進及び環境の保全を図り、以て公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)社会教育の推進を図る活動
- (2)まちづくりの推進を図る活動
- (3)環境の保全を図る活動
- (4)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (5)災害救援活動
- (6)国際協力の活動
- (7)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)特定非営利活動に係る事業

- ①動物愛護・共生に関する普及啓発・情報提供・相談事業
- ②動物の救護・保護及び里親探し、動物病院の運営事業
- ③ペットと人の共生に関する生活支援・葬送支援・霊園事業
- ④動物愛護・共生等に関する調査研究・政策提言・国際協力及び支援者支援・ネットワーク事業

ワーク事業

- ⑤その他目的を達成するために必要な事業

(2)その他の事業

①物品販売事業

②不動産賃貸・仲介事業

⑤損害保険代理店及び生命保険代理店事業

2 前項第 2 号に掲げる事業は、同項第 1 号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第 1 号に掲げる事業に充てるものとする。

第 3 章 会 員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1)正会員この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2)賛助会員この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第 7 条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)退会届の提出をしたとき。

(2)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)継続して 1 年以上会費を滞納したとき。

(4)除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)この定款等に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第 12 条 会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、理由の如何を問わず返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1)理事 3 人以上

(2)監事 1 人以上

2 理事のうち、1 人を理事長、1 人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後 2 事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期

満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総 会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1)定款の変更

(2)解散

(3)合併

(4)事業報告及び決算

(5)役員の選任又は解任、職務及び報酬

(6)解散における残余財産の帰属

(7)その他理事会が総会に付議した事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2)正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所（オンライン開催の場合はその旨）、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条、第 30 条第 1 項及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に出席し、表決することができる。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所（オンライン開催の場合はその旨）

(2)正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2)前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3)総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

(4)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき。

(2)理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所（オンライン開催の場合はその旨）、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 3 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 38 条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、総会に出席し、表決することができる。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

（議事録）

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）日時及び場所（オンライン開催の場合はその旨）

（2）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

（3）審議事項

（4）議事の経過の概要及び議決の結果

（5）議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

（持ち回り議決）

第 39 条 緊急を要する事項について、理事長から全理事に書面又は電磁的方法により通知し賛否を求めた場合には、書面又は電磁的方法による理事総数の過半数を得た賛否をもつ

て、理事会の議決とすることができる。

2 次条の規定にかかわらず、持ち回り議決の場合には、理事総数、理事長が全理事に通知した事項と通知から表決までの経緯、及び各理事の表決結果と付記意見の内容等の記録をもって議事録とする。この議事録には、代表理事及びその他の理事 1 名以上が記名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 人会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 41 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 44 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 事業計画及び予算は、必要に応じ、理事会の議決を経て、変更することができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 11 月 1 日に始まり翌年 10 月 31 日に終わる。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1)総会の決議
- (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3)正会員の欠亡
- (4)合併
- (5)破産手続開始の決定
- (6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 5 分の 4 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、この法人の目的及び事業に類似する他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 5 分の 4 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行うただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑 則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	山 本 葉 子
副理事長	池 田 淳
理事	加 藤 寛 司
監事	山 中 幸 子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成22年8月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成22年6月30日までとする。
- 6 この法人の設立当初の人会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|------------|------------------|
| (1)正会員入会金 | 10,000円 |
| 正会員会費 | 1回 12,000円(1年間分) |
| (2)賛助会員入会金 | なし |
| 賛助会員会費 | 1回 6,000円(1年間分) |

- 1 この定款は令和 年 月 日から施行する。

令和6年度

事業計画書

特定非営利活動法人 東京キャットガーディアン

1 事業実施の方針

動物愛護の精神に基づき、地域社会における人と猫の共生を図るための環境整備及び適正な終生飼育の普及に関する各種事業を行う。

ペットと人の共生に関する生活支援・葬送支援・霊園事業や、動物愛護・共生等に関する調査研究・政策提言・国際協力及び支援者支援・ネットワーク事業等の、新規事業実施に向けた調査、準備を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 96,077 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
動物愛護・共生に関する普及啓発・情報提供・相談事業	動物との共生やペットフードロス対策目的とした物品販売	通年	当法人保護猫カフェ	2	地域の動物飼育者及び保護活動者	100	5,000
		通年	通信販売	2	全国の動物飼育者及び保護活動者	5,000	45,000
	保護猫カフェの開設・運営など、動物との共生を目指した継続的な活動に関する勉強会を開催	週1日	当法人保護猫カフェ	1	地域の動物飼育者及び保護活動者、飼育や保護活動を行おうとする者	50	700
動物の救護・保護及び里親探し、動物病院の運営事業	飼い主のいない動物を保護し、新たな里親を探す活動	通年	当法人保護猫カフェ	1	地域の動物飼育者を行おうとする者	60	26,000
	飼育が困難になった成猫等の動物の引取りと再譲渡事業	通年	当法人事務所	17	地域の動物飼育者及び保護活動者	40	18,000
ペットと人の共生に関する生活支援・葬送支援・霊園事業	動物と人の最期に寄り添う葬送支援や、動物と人のための霊園事業開始に向けた調査、準備	週3日	当法人事務所	1	全国の動物飼育者及び保護活動者	5	700
動物愛護・共生等に関する調査研究・政策提言・国際協力及び支援者支援・ネットワーク事業	動物支援の国際協力等、それに向けた政策提言調査	週3日	当法人事務所	1	海外の動物支援者及び団体	5	677

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 10,217 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
物品販売事業	衣類や雑貨、ブランド品等のご支援いただいた物品の販売	通年	当法人 チャリティリサイクルショップ	3	600
不動産賃貸・仲介事業	寄付や遺贈されたマンション等の賃貸、運営管理等	通年	グランドシティ白山	1	50
		通年	ウインドビルB1F		4,000
損害保険代理店及び生命保険代理店事業	損害保険代理店及び生命保険代理店事業	通年	当法人 保護猫カフェ	3	5,567

令和7年度

事業計画書

特定非営利活動法人 東京キャットガーディアン

1 事業実施の方針

動物愛護の精神に基づき、地域社会における人と猫の共生を図るための環境整備及び適正な終生飼育の普及に関する各種事業を行う。

ペットと人の共生に関する生活支援・葬送支援・霊園事業や、動物愛護・共生等に関する調査研究・政策提言・国際協力及び支援者支援・ネットワーク事業等の、新規事業を本格的に開始する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 98,588 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
動物愛護・共生に関する普及啓発・情報提供・相談事業	動物との共生やペットフードロス対策目的とした物品販売	通年	当法人保護猫カフェ	2	地域の動物飼育者及び保護活動者	110	5,000
		通年	通信販売	2	全国の動物飼育者及び保護活動者	5,000	45,000
	保護猫カフェの開設・運営など、動物との共生を目指した継続的な活動に関する勉強会を開催	週1日	当法人保護猫カフェ	1	地域の動物飼育者及び保護活動者、飼育や保護活動を行おうとする者	70	700
動物の救護・保護及び里親探し、動物病院の運営事業	飼い主のいない動物を保護し、新たな里親を探す活動	通年	当法人保護猫カフェ	1	地域の動物飼育者を行おうとする者	60	26,000
	飼育が困難になった成猫等の動物の引取りと再譲渡事業	通年	当法人事務所	17	地域の動物飼育者及び保護活動者	40	18,000
ペットと人の共生に関する生活支援・葬送支援・霊園事業	動物と人の最期に寄り添う葬送支援や、動物と人のための霊園事業	週2日	当法人事務所	2	全国の動物飼育者及び保護活動者	5	2,000
動物愛護・共生等に関する調査研究・政策提言・国際協力及び支援者支援・ネットワーク事業	動物支援の国際協力及び支援者支援・ネットワーク事業	週1日	当法人事務所	2	海外の動物支援者及び団体	5	1,888

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 10,217 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
物品販売事業	衣類や雑貨、ブランド品等のご支援いただいた物品の販売	通年	当法人チャリティリサイクルショップ	3	600
不動産賃貸・仲介事業	寄付や遺贈されたマンション等の賃貸、運営管理等	通年	グランドシティ白山	1	50
		通年	ウインドビルB1F		4,000
損害保険代理店及び生命保険代理店事業	損害保険代理店及び生命保険代理店事業	通年	当法人保護猫カフェ	3	5,567

設立・定款変更用

令和6年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人 東京キャットガーディアン
(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金 額	小計・合計	金 額	小計・合計	
【A】 経 常 収 益					
1 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費		0		0	0
2 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益	79,000,000	79,000,000		0	79,000,000
3 受取助成金等 受取補助金		0		0	0
4 事業収益 動物愛護・共生に関する普及啓発・情報提供・相談事業 動物の救護・保護及び里親探し、動物病院の運営事業 ペットと人の共生に関する生活支援・葬送支援・霊園事業 動物愛護・共生等に関する調査研究・政策提言・国際協力及び支援者支援・ネットワーク事業 その他目的を達成するために必要な事業 物品販売事業 不動産賃貸・仲介事業 損害保険代理店及び生命保険代理店事業	45,000,000 32,000,000 300,000 300,000 0 750,000 5,800,000 7,600,000	77,600,000		14,150,000	91,750,000
5 その他の収益 受取利息		0		0	0
経 常 収 益 計		156,600,000		14,150,000	170,750,000
【B】 経 常 費 用					
1 事業費					
(1) 人件費 給料手当 法定福利費 福利厚生費	32,760,000 3,898,000 84,000	36,742,000	6,240,000 743,000 16,000	6,999,000	43,741,000
(2) その他経費 食餌猫砂他 医薬品 治療検査費 不妊手術費用 啓発活動費 通信販売仕入 店頭販売仕入 飲食費用 出版費用 不動産管理等費用 保険費用 外注費 通販外注費 旅費交通 通信費 広告宣伝費 消耗品費 事務用品費 修繕費 水道光熱	8,000,000 6,000,000 2,000,000 350,000 750,000 7,000,000 1,500,000 0 0 1,100,000 90,000 5,200,000 7,600,000 210,000 546,000 0 420,000 315,000 74,000 2,100,000	59,335,000	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 40,000 104,000 0 80,000 60,000 14,000 400,000	3,218,000	62,553,000

支払手数料	300,000	0	
地代家賃	11,550,000	2,200,000	
賃借料	0	0	
保険料	105,000	20,000	
租税公課	1,575,000	300,000	
減価償却費	1,310,000	0	
前払費用償却	0	0	
廃棄物処理費	1,240,000	0	
事業費計	96,077,000	10,217,000	106,294,000
2 管理費			0
(1) 人件費	1,684,000	0	1,684,000
給料手当	1,500,000		
法定福利費	180,000		
福利厚生費	4,000		
(2) その他経費	7,753,000	0	7,753,000
会議費	30,000		
交際費	3,000		
通信費	270,000		
消耗品費	230,000		
事務用品費	160,000		
修繕費	10,000		
水道光熱	360,000		
諸会費	20,000		
新聞図書費	0		
支払手数料	1,960,000		
車両費	110,000		
委託管理費	1,880,000		
保険料	20,000		
租税公課	700,000		
遺贈前払費用償却	1,500,000		
雑費	0		
教育研修費	0		
支払利息	500,000		
管理費計	9,437,000	0	9,437,000
経常費用計	105,514,000	10,217,000	115,731,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①	51,086,000	3,933,000	55,019,000
【C】経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計	0	0	0
【D】経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②	0	0	0
経理区分振替額・・・③	3,933,600	-3,933,000	
税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④	55,019,600	0	55,019,000
法人税、住民税及び事業税・・・⑤			70,000
前期繰越正味財産額・・・⑥			-16,677,685
次期繰越正味財産額④－⑤+⑥			38,271,315

設立・定款変更用

令和7年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人 東京キャットガーディアン

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金 額	小計・合計	金 額	小計・合計	
【A】 経 常 収 益					
1 受取会費		0		0	0
正会員受取会費					
賛助会員受取会費					
2 受取寄附金		32,000,000		0	32,000,000
受取寄附金	32,000,000				
施設等受入評価益					
3 受取助成金等		0		0	0
受取補助金					
4 事業収益		80,200,000		14,600,000	94,800,000
動物愛護・共生に関する普及啓発・情報提供・相談事業	46,000,000				
動物の救護・保護及び里親探し、動物病院の運営事業	33,000,000				
ペットと人の共生に関する生活支援・葬送支援・霊園事業	600,000				
動物愛護・共生等に関する調査研究・政策提言・国際協力及び支援者支援・ネットワーク事業	600,000				
その他目的を達成するために必要な事業	0				
物品販売事業			800,000		
不動産賃貸・仲介事業			5,800,000		
損害保険代理店及び生命保険代理店事業			8,000,000		
5 その他の収益		0		0	0
受取利息					
経 常 収 益 計		112,200,000		14,600,000	126,800,000
【B】 経 常 費 用					
1 事業費					
(1) 人件費		39,253,000		6,999,000	46,252,000
給料手当	35,000,000		6,240,000		
法定福利費	4,163,000		743,000		
福利厚生費	90,000		16,000		
(2) その他経費		59,335,000		3,218,000	62,553,000
食餌猫砂他	8,000,000		0		
医薬品	6,000,000		0		
治療検査費	2,000,000		0		
不妊手術費用	350,000		0		
啓発活動費	750,000		0		
通信販売仕入	7,000,000		0		
店頭販売仕入	1,500,000		0		
飲食費用	0		0		
出版費用	0		0		
不動産管理等費用	1,100,000		0		
保険費用	90,000		0		
外注費	5,200,000		0		
通販外注費	7,600,000		0		
旅費交通	210,000		40,000		
通信費	546,000		104,000		
広告宣伝費	0		0		
消耗品費	420,000		80,000		
事務用品費	315,000		60,000		
修繕費	74,000		14,000		
水道光熱	2,100,000		400,000		

支払手数料	300,000	0	
地代家賃	11,550,000	2,200,000	
賃借料	0	0	
保険料	105,000	20,000	
租税公課	1,575,000	300,000	
減価償却費	1,310,000	0	
前払費用償却	0	0	
廃棄物処理費	1,240,000	0	
事業費計	98,588,000	10,217,000	108,805,000
2 管理費			0
(1) 人件費	1,684,000	0	1,684,000
給料手当	1,500,000		
法定福利費	180,000		
福利厚生費	4,000		
(2) その他経費	7,753,000	0	7,753,000
会議費	30,000		
交際費	3,000		
通信費	270,000		
消耗品費	230,000		
事務用品費	160,000		
修繕費	10,000		
水道光熱	360,000		
諸会費	20,000		
新聞図書費	0		
支払手数料	1,960,000		
車両費	110,000		
委託管理費	1,880,000		
保険料	20,000		
租税公課	700,000		
遺贈前払費用償却	1,500,000		
雑費	0		
教育研修費	0		
支払利息	500,000		
管理費計	9,437,000	0	9,437,000
経常費用計	108,025,000	10,217,000	118,242,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①	4,175,000	4,383,000	8,558,000
【C】経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計	0	0	0
【D】経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②	0	0	0
経理区分振替額・・・③	4,383,600	-4,383,000	
税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④	8,558,600	0	8,558,000
法人税、住民税及び事業税・・・⑤			70,000
前期繰越正味財産額・・・⑥			38,271,315
次期繰越正味財産額④－⑤+⑥			46,759,315